

桶川市分別収集計画（第十一期）

令和 7 年 8 月

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・一般廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進する。
- ・積極的に分別収集と再商品化を推進し、さらに、再商品化製品の積極的な利用に努め、全体の調和を図りながら推進する。
- ・容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の実施に当たっては、消費者は分別排出、市は分別収集、事業者は再商品化という役割分担に、それぞれが積極的に参加する。
- ・すべての関係者が一体となった取り組みにより、環境負荷を低減する。
- ・法及び本計画に基づく回収に対応できる施設を整備する

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,834t	3,817t	3,798t	3,781t	3,762t
製品プラスチック	208t	207t	206t	205t	204t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・環境教育、啓発活動の充実

- ア 学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会等を推進する。
- イ あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。
- ウ ごみの排出抑制、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・ 過剰包装の抑制

ア スーパーマーケット、小売店等での包装簡素化を推進する。

イ 繰り返し使用が可能な買い物袋マイバッグの利用を推進する。

ウ リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売を推進する。

- ・ 事業所における廃棄物排出の認識

ア 廃棄物について、できる限りリサイクルを行い、資源の廃棄を減らし、減量化のための取り組みを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設、民間処理施設の活用等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属・ガラス・乾電池
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	金属・ガラス・乾電池
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古着・新聞紙・雑誌・ 段ボール・紙パック
主として段ボール製の容器	古着・新聞紙・雑誌・ 段ボール・紙パック
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製の容器と包装紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	プラスチック

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの (製品プラスチック)	プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量
及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	76t		76t		75t		75t		75t	
主としてアルミ製の容器	114t		113t		113t		112t		112t	
無色のガラス製容器	(合計) 196t		(合計) 195t		(合計) 195t		(合計) 194t		(合計) 193t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 196t	(引渡) 0t	(独自処理) 195t	(引渡) 0t	(独自処理) 195t	(引渡) 0t	(独自処理) 194t	(引渡) 0t	(独自処理) 193t
茶色のガラス製容器	(合計) 134t		(合計) 133t		(合計) 133t		(合計) 132t		(合計) 131t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 134t	(引渡) 0t	(独自処理) 133t	(引渡) 0t	(独自処理) 133t	(引渡) 0t	(独自処理) 132t	(引渡) 0t	(独自処理) 131t
その他のガラス製容器	(合計) 76t		(合計) 75t		(合計) 75t		(合計) 75t		(合計) 74t	
	(引渡) 70t	(独自処理) 6t	(引渡) 69t	(独自処理) 6t	(引渡) 69t	(独自処理) 6t	(引渡) 69t	(独自処理) 6t	(引渡) 68t	(独自処理) 6t
主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの(原材料とし てアルミニウムが利用されているも のを除く。)	9t		9t		9t		9t		9t	
主として段ボール製の容器	503t		501t		498t		496t		493t	
主として紙製の容器であって 上記以外のもの	(合計) 227t		(合計) 226t		(合計) 225t		(合計) 224t		(合計) 223t	
	(引渡) 224t	(独自処理) 3t	(引渡) 223t	(独自処理) 3t	(引渡) 222t	(独自処理) 3t	(引渡) 221t	(独自処理) 3t	(引渡) 220t	(独自処理) 3t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又は しょうゆその他主務大臣が定める商 品を充てんするためのもの	(合計) 122t		(合計) 122t		(合計) 121t		(合計) 120t		(合計) 120t	
	(引渡) 122t	(独自処理) 0t	(引渡) 122t	(独自処理) 0t	(引渡) 121t	(独自処理) 0t	(引渡) 120t	(独自処理) 0t	(引渡) 120t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	(合計) 1,295t		(合計) 1,289t		(合計) 1,283t		(合計) 1,277t		(合計) 1,271t	
	(引渡) 1,282t	(独自処理) 13t	(引渡) 1,276t	(独自処理) 13t	(引渡) 1,270t	(独自処理) 13t	(引渡) 1,264t	(独自処理) 13t	(引渡) 1,258t	(独自処理) 13t
	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基 づく分別対象物)	(合計) 208t		(合計) 207t		(合計) 206t		(合計) 205t		(合計) 204t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 208t	(引渡) 0t	(独自処理) 207t	(引渡) 0t	(独自処理) 206t	(引渡) 0t	(独自処理) 205t	(引渡) 0t	(独自処理) 204t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物
の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール缶	77t	77t	76t	76t	75t	75t	75t
アルミ缶	115t	115t	114t	113t	113t	112t	112t
無色ガラス	199t	198t	196t	195t	195t	194t	193t
茶色ガラス	135t	135t	134t	133t	133t	132t	131t
その他ガラス	70t	76t	76t	75t	75t	75t	74t
飲料用紙容器	9t	9t	9t	9t	9t	9t	9t
段ボール	509t	507t	503t	501t	498t	496t	493t
その他紙	227t	229t	227t	226t	225t	224t	223t
ペットボトル	124t	123t	122t	122t	121t	120t	120t
プラスチック	1,297t	1,307t	1,295t	1,289t	1,283t	1,277t	1,271t
合計	2,762t	2,776t	2,752t	2,739t	2,727t	2,714t	2,701t
製品プラスチック	210t	209t	208t	207t	206t	205t	204t
容器包装廃棄物※1	3,879t	3,868t	3,834t	3,817t	3,798t	3,781t	3,762t
ごみ総排出量	17,927t	17,875t	17,718t	17,637t	17,553t	17,471t	17,387t
人口	74,324人	74,107人	73,459人	73,121人	72,774人	72,432人	72,084人
	実 測 値	← 予 測 値 →					

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率※2

※1 容器包装廃棄物

＝ ごみ総排出量 × ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率 21.64%

参考（市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）ごみ排出量に占める
容器包装廃棄物比率）

※2 人口変動率

＝ 参考 一般廃棄物処理基本計画（予測人口）

令和6年度、令和7年度は各年4月1日現在の実績値（人口）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の 種 類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器 アルミ製容器	金属・ガラス 乾電池	民間事業者	市
	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	金属・ガラス 乾電池		
紙 類	飲料用紙製容器	古着・新聞紙・雑誌・ 段ボール・紙パック	民間事業者 ・公共施設拠点回収	民間事業者
	段ボール			
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	プラスチック	民間事業者	
	その他のプラスチック 製容器包装			
	製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ガラスびん、缶の選別・圧縮・保管については、本市の環境センター敷地内にあるリサイクルセンターで行う。

段ボール、紙製容器包装及びペットボトル、プラスチック製容器包装の選別・圧縮・保管については、民間事業者に委託して行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、「桶川市ゴミ10カ条宣言」を実践し、「ごみ処理基本計画（川島町・桶川市）」及びその他上位計画との整合性を図りつつ、分別収集を実施する。